

# 赤い羽根共同募金助成金事業(公開審査プレゼンテーション)

## 地域を良くするプロジェクト実施要綱

### 1. 目的

この事業は、地域福祉活動の一環として住民のみなさまから寄せられた共同募金を財源とし、私たちの地域を少しでも良くしようと取り組んでいる団体やグループ等が平成 30 年度に実施する事業に対して助成します。

### 2. 助成金の交付対象とする団体

若狭町内で活動する非営利の団体等への福祉活動助成とします。

ボランティアグループ、福祉団体、サロン団体、NPO団体、小・中学校、高等学校、保育所(園)

### 3. 助成対象

若狭町内で地域や社会を良くするための事業とします。

ただし、次の事業は交付対象としません。

- (1) 政治・宗教・組合等の運動の手段として行う事業や営利のために行う事業
- (2) 福祉を目的としない事業
- (3) 共同募金審査委員会が不適合と認める事業

### 4. 助成事業の種類

#### (1) 団体支援事業

《対象団体》福祉団体、サロン団体、NPO団体

#### (2) 福祉教育支援事業

《対象団体》小・中・高等学校

#### (3) 児童育成支援事業

《対象団体》児童福祉活動団体

### 5. 助成額

・継続的事業（毎年行っている既存的事業）…上限 5 万円

・発展的事業（既存事業を拡大・拡充する事業または、新規事業）…上限 10 万円

6 月 10 日(土)に開催の『プレゼンテーション審査会』において活動内容の説明をしていただきます。

※申請時に実施する事業の予算書を必ず作成し添付して下さい。

飲食代等、寄付者の思いに反した経費の使用は、助成対象となりません。

※申請された事業を実施するためにどうしても購入する必要がある備品総額が総事業額の 30%以上を占めている場合は、総事業額の 50%を上限とし、助成となります。

《具体例》

総事業額	申請額	備品総額	助成額（上限）
100,000	100,000	30,000	50,000
50,000	50,000	15,000	25,000

## 6. 助成対象条件

- ・ユニークで発展性・継続性のある事業
- ・新たに開拓する事業
- ・事業を実施する場合「赤い羽根共同募金助成金の助成を受けて、この事業を実施しています」とパンフレット・備品等に表記して下さい。

## 7. 募集締切

5月31日（水）

## 8. 募集方法

- ・広報4月発行号に掲載
- ・行政チャンネルで放送
- ・前年度申請団体、小・中学校、高等学校、保育所(園)には直接渡す

## 9. 審査方法

若狭町共同募金審査委員会において決定します。

～助成までの流れ～

申請

平成29年5月31日締切

↓ ※申請内容を事務局で確認

プレゼンテーション審査会

終了後、審査委員会

平成29年6月10日(土)

↓

助成決定通知

平成29年6月末頃

↓

助成

平成30年5月

## 10. 報告日

事業完了後、もしくは平成31年3月31日までに  
所定の用紙にて速やかに報告して下さい。

報告のない場合は、次年度以降受付いたしません。

## 11. 問い合わせ

若狭町社会福祉協議会 パレア若狭本所

担当：宮川 TEL0770-62-9005



